

新潟県子育て支援事業「新潟県こむすび定期」の取扱開始について

当組合は新潟県子育て支援事業の趣旨に賛同し、令和5年10月20日より「新潟県こむすび定期」を、当組合定期預金金利（店頭表示金利）に1%上乗せして取扱いを開始いたしました。

「新潟県こむすび定期」

ご利用いただける方	① 令和5年4月1日以降に新潟県内で出生した方で、新潟県が発行する当組合を指定した有効期限内の「新潟県こむすび定期認定証明書」をお持ちの方 ② 令和5年4月1日以降に新潟県外で出生し、1歳の誕生日の前日までに新潟県に住民票を移動した方で、新潟県が発行する当組合を指定した有効期限内の「新潟県こむすび定期認定証明書」をお持ちの方 ③ 令和5年4月1日以降に新潟県外で出生し、1歳になった日から3歳の誕生日の前日までの間に新潟県に住民票を移動した方で、新潟県が発行する当組合を指定した有効期限内の「新潟県こむすび定期認定証明書」をお持ちの方		
お預入期間 お預入金額	ご利用いただける方	お預入期間	お預入金額
	上記①の方	2年 5年	50,000円 50,000円
	上記②の方	2年 5年	50,000円 50,000円
	上記③の方	3年	50,000円
定期預金種類	スーパー定期預金 ・満期時は自動継続されませんのでお手続きが必要となります。 ・証書式の定期預金となります。		
適用金利	各預入期間の当組合定期預金の店頭表示金利に1%を上乗せいたします。		
お利息	金利は税引前であり、お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （平成25年1月1日より令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等には復興特別所得税が課税となるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金となります）		
中途解約時の取扱い	満期日前にやむを得ず中途解約された場合は、本適用金利は適用されず、預入期間に応じた当組合所定の中途解約利率となります。		
その他	・本定期預金は新潟県からの給付金により作成いたします。 ・この預金は預金保険制度の対象商品であり、元本1000万円までとその利息部分が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、決済用預金を除く、それらの預金元本を合計して1000万円までと、その利息部分が保護の対象となります） ・マル優扱いもご利用いただけます。		